

通知カードを受け取っていない方は お早めにお受け取りください



28年9月までに返戻された通知カードは
3月31日をもって保管を終了します

27年10月のマイナンバー制度開始に伴い、住民票にマイナンバー(個人番号)を記載した方へ、マイナンバーをお知らせするための「通知カード」を転送不要の簡易書留で世帯主宛てに住民票の住所へ送付しています(制度開始時の一斉送付対象者には27年11月中に、その後出生・新規入国等の手続きをした方には手続き後1か月程度で送付)。

このうち、受取人不在等により郵便局から返戻された通知カードは区役所で保管していますが、28年9月までに返戻されたものは3月31日(金)をもって保管を終了し廃棄します。28年10月以降に返戻された通知カードは、当面の間、返戻された日の翌月から6か月間保管します。まだ受け取っていない方は、お早めに区役所本庁舎1階5番窓口でお受け取りください。

※保管期間終了後に通知カードが必要な方は、再発行申請が必要です(有料。1か月程度で送付)。このほか、マイナンバーを確認する方法として、マイナンバー記載の住民票の写しの交付請求(有料)、マイナンバーカードの交付申請(初回無料。6週間程度で交付通知書を送付)があります。

【受け取りの際にお持ちいただくもの】▶本人または本人と同一世帯の方が受け取る場合…運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(お持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載された書類を2点以上お持ちください)

▶本人とは別世帯の方が受け取る場合…委任者(本人)の本人確認書類(コピー可)、代理人(受け取る方)の本人確認書類、代理権を証する書類(委任状、登記事項証明書など)

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)4359へ。



▲第2部講師/吉永みち子・ノンフィクション作家

【問合せ】男女共同参画課 ☎(3341)0801・☎(3341)0740へ。
※託児(2歳以上の未就学児。先着3名)をご希望の方は、2月3日(金)までに電話でお申し込みください。

男女共同参画フォーラム 「がんばりすぎず あきらめず ほぐよく生きる」

【日時】2月18日(土)午後1時30分
～4時(午後1時開場)

【会場】四谷区民ホール(内藤町87)

男女共同参画社会づくりへの意識を高めるためのフォーラムです。当日直接、会場へおいでください(先着450名)。手話通訳があります。

【内容】▼オープニング：阿波踊り(出演は神楽坂かぐら連)、▼第一部：ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰式、▼第二部：講演「自分らしく生きる」

国民健康保険制度改革に伴う 「特定個人情報保護評価書」(素案)に ご意見をお寄せください

区では、国民健康保険に係る個人番号利用事務に関して、27年度に特定個人情報保護評価を実施し、28年1月から運用を行っています。

30年度から、区市町村とともに都道府県が国民健康保険の保険者となること等、国民健康保険制度が改正されます。これに伴い、特定個人情報ファイルの取り扱いに際して、特定個人情報保護評価指針に規定する重要な変更を行う必要があるため、「国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価書」(素案)を作成しました。パブリックコメント制度(意見公募)によりご意見を募集します。

評価書(素案)では、▼事務で使用するシステムの機能や取り扱う電子ファイルの内容、▼他の機関への情報提供の有無、委託の有無などについて記載し、業務を行う上で想定されるリスクとその対策について分析しています。

評価書(素案)の全文は、医療保険年金課・区政情報課(本庁舎3階)・特別出張所・区立図書館・区政情報センター(本庁舎1階)で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

ご意見には住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入し、2月23日(木)までに郵送(必着)・ファックスまたは直接お持ちください。新宿区ホームページからも提出できます(いただいたご意見は、氏名等の個人情報を除き公表する予定です)。

【ご意見の提出先・問合せ】医療保険年金課庶務係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)3880・☎(3209)1436へ。



都市計画変更案の 説明会・縦覧

●東京都市計画特定街区西新宿一丁目(11-2号地)特定街区

①説明会
【日時】2月1日(水)午後7時から
【会場】申込み当日直接、角管地域センター(西新宿4-33-7)へ。

②縦覧
【期間】2月2日(木)～16日(木)
【縦覧場所】都市計画課(本庁舎8階)

区内には、幅が4m未満の細街路(建築基準法第42条第2項道路)が多く残っています。細街路の拡幅は、災害時の避難路や緊急自動車の進入路の確保等、まちの安全性を高めるとともに、日照や風通しなどの生活環境の向上にもつながります。

安全・安心まちづくり 細街路の拡幅にご協力を

安全・安心まちづくり 細街路の拡幅にご協力を

区では、安全で快適な「災害に強いまちづくり」を推進するため、建物の建て替え時に道路の幅を4mに拡幅する整備を進めているほか、細街路に面した土地の所有者への個別訪問を行っています。

●建築確認申請の前に
事前協議が必要です

建築主は、幅が4m未満の細街路に接する土地に建物を建て替える際には、「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、区との事前協議が必要です。

事前協議の合意後、後退した部分は原則として区が拡幅整備します。

●個別訪問を行っています
区道に接する敷地で、塀などは後退しているが、道路の拡幅

整備をしていない土地の所有者を区職員が訪問し、拡幅整備へのご協力をお願いしています。ご協力いただける場合、「道路の拡幅整備と維持管理」拡幅部分の固定資産税の非課税申告手続き代行」を区が行います。



拡幅整備の例(←→は拡幅部分)

★私道についても建築調整課でご相談に応じています。

※固定資産税が非課税になるかは、都税事務所が決定します。詳しくは、新宿都税事務所固定資産評価課 ☎(3369)7151へお問い合わせください。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3733・☎(3209)9227へ。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3733・☎(3209)9227へ。



福祉

家族介護者交流会

高齢者を介護している方と介護を経験した方が集まって、介護についての情報交換や、介護の悩みを語り合う場です。当日

③意見書の提出

住民・利害関係者で意見がある方は、意見書を提出できます。
【提出期間】2月2日(木)～16日(木)
【提出先・問合せ】都市計画課(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3527へ。

直接、会場へおいでください(途中入退場自由)。

【2月の日時・会場】▼①四谷の会：2日(木)午後1時30分～3時30分/四谷保健センター等複合施設(三栄町25)

▼②フレンズ：22日(水)午後1時30分～4時/デンマークイン新宿(原町2-43)

▼③わきあいあい：8日(水)午後1時30分～3時30分/マザアス新宿(新宿7-3-31)

▼④大久保・あった会：14日(火)午後1時30分～3時30分/まちカフェふるさと(大久保1-10-22)

▼⑤いっぽくの会：25日(土)午後1時30分～4時/聖母ホーム(中落合2-5-21)

▼⑥かずら会：17日(金)午後2時～4時/落合第二地域センター(中落合4-17-13)

▼⑦ひととき：16日(木)午後2時～4時/かしわ苑(北新宿3-27-6)

【費用】①～③⑤⑦は無料、④は100円(飲み物代)

【問合せ】高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4254・☎(5272)0352へ。

※介護のため参加が難しい方はご相談ください。

区立障害者福祉センター 機能回復訓練室講演

●加齢に伴う転倒予防について
学びましょう
【日時】2月14日(火)午後1時30分～3時(午後1時開場)

【講師】五味雅大・了徳寺大学健康科学部理学療法学科

【会場】申込み当日直接、同センター(戸山1-22-2) ☎(3232)3711・☎(3232)3344へ。先着100名程度。

ボランティア入門講座

【日時】2月15日(水)午後2時～4時

【会場】優つくり村新宿西落合(西落合2-8-7)

【内容】講座「高齢者施設でレックボランティア」、ボランティア活動の紹介、活動登録、施設見学(希望者のみ)

※活動に応じて貯めたポイントを換金・寄付(上限/年間50ポイント)(5千円相当)できる区の介護支援ボランティア・ポイント事業も紹介します。

【申込み】2月8日(水)までに電話で区社会福祉協議会地域活動支援課(高田馬場1-17-20) ☎(5273)9191へ。定員20名。応募者多数の場合は抽選。落選者のみ通知します。

区社会福祉協議会 助成団体を募集

●地域をささえあい活動助成金
29年度分・第1回募集
共同募金を主な財源とした助成金制度で、地域の皆さんの活動を応援します。助成項目や内容等詳しくは、お問い合わせください。

【対象】区内で活動する、福祉団体、町会・自治会、市民活動団体、当事者団体ほか

【主な対象事業】4月1日以降に実施する次の事業

▼地域福祉の視点が盛り込まれた行事や活動、▼地域でのささえあい・助けあい活動、▼ふれあい・いきいきサロンの運営、▼地域福祉に関する講演会・学習会、▼障害者・難病患者などの当事者団体の活動、▼福祉施設等の施設改修、備品購入ほか

【申込み】事前連絡の上、所定の申込書を2月28日(火)・土・日曜日、祝日等を除くまでに同協議会法人経営課(高田馬場1-17-20) ☎(5273)2941・☎(5273)3082へ直接お持ちください。要綱・申込書は同協議会で配布するほか、同協議会ホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp/>)から取り出せます。